## 高砂市ふれあい収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみを自らごみステーションに出すことが困難で、地域における身近な者、親族等の協力を得られない高齢者及び障がい者(以下「要援護者」という。)に対して、市が戸別訪問によるごみの収集と安否の確認(以下「ふれあい収集」という。)を行うことにより、要援護者の身体的な負担の軽減と安心で暮らしやすい在宅生活の支援を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 この要綱によるふれあい収集の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、居住する要援護者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、地域における身近な者、親族等の協力によるごみ出しが可能な場合を除く。
  - (1) 65歳以上の者で次の要件の全てに該当する者
    - ア ひとり暮らしの者であること。
    - イ 介護保険の認定において要介護度2以上の者であること。
    - ウ 介護保険のホームヘルプサービスを利用している者であること。
  - (2) 障がい者で次の要件の全てに該当する者
    - ア ひとり暮らしの者であること。
    - イ 障害支援区分3以上の者であること。
    - ウ 身体障がい者 (難病患者を含む。)、知的障がい者又は精神障がい者に対 する社会福祉に関する制度のうち、ホームヘルプサービスを利用している 者であること。
  - (3) 前2号の規定に準ずる者として市長が特に必要があると認める者 (申請手続)
- 第3条 ふれあい収集を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、高砂市ふれあい収集利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 高砂市ふれあい収集利用申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当 該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 前条第1号に掲げる者 介護保険被保険者証の写し及びホームヘルプサービスを利用していることが確認できる書類の写し
- (2) 前条第2号に掲げる者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し及び障害福祉サービスを利用していることが確認できる書類の写し、
- (3) 前条第3号に掲げる者 高砂市ふれあい収集申出書(様式第2号)
- 3 申請者本人による申請が困難な場合は、親族、介護支援専門員、民生委員、申請者の日々の介護に携わる者等が代理人として申請することができる。 (申請者等との面談等)
- 第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査 するとともに、申請者との面談等により当該申請の内容について調査を行った 上で利用の可否を決定し、高砂市ふれあい収集利用決定書(様式第3号)によ り、申請者(前条第3項に規定する代理人が申請する場合には、当該代理人) に通知するものとする。この場合において、面談等については、当該代理人が 立ち会うものとする。

(ごみの収集方法等)

- 第5条 ふれあい収集で収集するごみは、高砂市一般廃棄物処理実施計画で定める収集種別及び分別方法により分別した家庭系ごみとし、排出場所は、原則として、ふれあい収集を利用する者(以下「利用者」という。)の玄関前等とする。ただし、当該排出場所に排出することに支障のある場合は、利用者と協議の上、決定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、高砂市で収集及び処理できない廃棄物は、ふれあ い収集の対象としない。
- 3 利用者は、ふれあい収集の利用に当たっては、ごみ用蓋付ポリバケツ等を第 1項に規定する排出場所に設置するものとする。
- 4 ふれあい収集に従事する作業員は、ごみの収集に当たっては、屋内には立ち 入ってはならないものとする。

(安否の確認)

第6条 市長は、ごみの収集時において、次の各号のいずれかの方法により安否 の確認を行う。

- (1) ごみが排出されていること。
- (2) 声掛けに対する応答があること。
- (3) その他収集不要等の意思表示があること。
- 2 市長は、前項各号に掲げるいずれか方法による安否の確認ができないときは、 利用者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するものとする。

(利用の一時停止等の連絡)

第7条 利用者は、入院その他の理由でごみの排出を一時的に行わないこととなる場合は、あらかじめ電話等により市長に連絡しなければならない。

(利用の変更、中止等)

第8条 利用者は、ふれあい収集利用申請書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに、高砂市ふれあい収集変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(収集の中止等)

- 第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、高砂市ふれあい収集中止(休止)通知書(様式第5号)により、収集の中止又は休止を行うものとする。
  - (1) 市外へ転出し、又は死亡したとき。
  - (2) 申請事項に虚偽の記載をしたとき。
  - (3) 中止又は休止の申出をしたとき。
  - (4) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
  - (5) 第7条の規定による連絡がないまま、長期不在の状況になったとき。
  - (6) その他市長が必要でないと認めたとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による申請その他ふれあい収集の実施に関し必要な手続その他 の行為は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。